

和解の成立について

学校事故における生徒の損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

熊本市立中学校の生徒であった者及びその両親

2 事件名

熊本地方裁判所 平成 28 年（ワ）第 435 号 損害賠償請求事件

3 主な請求内容

相手方は、市に対し、相手方のうち熊本市立中学校の生徒であった者に対する金 3678 万 7308 円及びその両親に対する各金 300 万円並びにこれらに対する平成 24 年 5 月 16 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払うよう請求する。

4 和解条項

- (1) 市は、相手方に対し、本件和解金として、2000 万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、令和 4 年 3 月 31 日限り、前号の金員を相手方が指定した銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。
- (3) 市は、相手方に対し、相手方が第 1 号の和解金とは別に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約にかかる災害共済給付（障害見舞金）の請求をすることを認める。
- (4) 市は、第 1 号の和解金とは別に、保険契約者である全国市長会の引き受け幹事保険会社に対し、相手方を補償対象者とする全国市長会学校災害賠償補償保険の

学校災害補償保険の後遺障害補償保険金の請求手続をする。

- (5) 相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (6) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提出理由)

学校事故における生徒であった者等の損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。